

学校環境衛生の基準の概要

<平成14年2月5日改定>

■改定の柱

学校の室内空気の検査・管理事項に化学物質濃度を追加

化学物質の定期測定

室内空気における化学物質の検査を毎学年1回実施。

しかし、測定の結果、化学物質が著しく低濃度の場合、次回からの測定は省略。

検査対象と判定基準

ホルムアルデヒド	0.08ppm
トルエン	0.07ppm
キシレン	0.20ppm
パラジクロロベンゼン	0.04ppm（後2者は特に必要な場合）

検査方法

採取は授業を行う時間帯に授業が行われているのと同様の状態で実施。

授業が行われていなければ、窓を閉めた状態で実施。

事後措置

化学物質が基準値を超えた場合、換気を奨励し、適切な措置をとる

その他

新たな学校用品備品の搬入で、化学物質発生の恐れ ⇒ 検査実施

新改築の際、化学物質濃度が基準値以下の確認をして引渡し

※下線(赤字)部分は問題点